

愛媛地方労働審議会運営規程

平成 13 年 10 月 15 日

改正 平成 17 年 11 月 14 日

改正 令和 3 年 3 月 18 日

第 1 条

愛媛地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号。以下「組織令」という。）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条

審議会の会議（以下「会議」という。）は、愛媛労働局長（以下「局長」という。）の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

- 2 会長は、審議会令第 7 条第 1 項に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）において調査審議すべき事項について局長から諮問を受ける場合には、委員に対しその旨を通知することにより、会議を招集せずに当該諮問に係る議事を処理することができる。
- 3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。

第 3 条

委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第 4 条

会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第 5 条

会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条

審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条

会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、議決書又は意見書をその都度局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に意見を述べたときは、当該意見書の写しを局長に送付しなければならない。

第8条

第2条（第2項を除く。）から第6条までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第9条

最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決をする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決（全会一致の場合に限る。）をしたときは、会長がその内容を委員に通知し、了承を得ることにより、当該議決を審議会の議決とすることができる。

第10条

この規定に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第11条

この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月19日から施行する。